

虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針

1. 基本的な考え方

虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者虐待防止法には全ての人は障害者を虐待してはならないと定められています。すべての職員が共通認識を持ち、虐待が行われないよう予防及び早期発見に努めます。

また、身体拘束は、利用者の意思にかかわらず行動を抑制または制限し、自由や能力や権利を奪う行為です。職員は利用者の特性を理解し、それに応じた支援に努め、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は実施致しません。

利用者が不安定で、本人や他の利用者や職員に危険が及ぶ事があった場合、今後やむを得ず身体拘束を行う可能性があるため、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間や緊急やむを得ない理由を記載します。

< 緊急やむを得ない場合 >

- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。

2. 組織体制

虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置します。

委員会は年1回以上開催し、その結果について全職員に周知徹底を図ります。

委員会の構成員

生活介護とりぴー 管理者

生活介護とりぴー サービス管理責任者

放課後デイサービスピーす 管理者

放課後デイサービスピーす 児童発達管理責任者

第三者委員 民生委員

3. 職員研修に関する基本方針

年1回以上の研修及び新規採用時の研修を実施します。

県等で行われる研修に参加し、その研修内容・資料を基に全職員に研修を行います。

研修の内容・開催日・場所・出席者・講師名等を記録します。

4. 報告方法等の方策に関する基本方針

虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報する事が義務となっています。

またやむを得ず身体拘束が行われた場合、身体拘束の適正化委員会に報告します。

5. 発生時の対応に関する基本方針

・虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、以下のように行います。

① 委員会に報告し、委員会構成員が市町村へ通報します。

委員会に報告したにもかかわらず通報されなかった時は発見者が市町村へ通報します。事実が確認できていなくても疑いがあれば通報します。

津市障がい者虐待防止センター 059-264-7002

津市障がい福祉課 059-229-3157

通報をしたことによって、通報した職員に対して事業所が不利益な取り扱いをしてはならないと法律で禁止されています。

② 虐待発生報告書に記録し、委員会を開催します。

発生状況・発生原因・背景について話し合い、再発防止策を検討します。

結果を全職員に周知徹底します。

・やむを得ず身体拘束を行った場合

① 『身体拘束に関する説明書』を作成し、ご本人とご家族に説明します。

② 『身体拘束発生記録』を作成し、委員会で、発生状況・発生原因・背景について確認し、今後身体拘束を回避する方法を検討します。

6. 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者・ご家族・職員が閲覧することが出来ます。

この指針は、令和 5年 2月 1日より施行する。